

# 弁護士による ケース会議支援制度のご案内

令和5年4月1日から、青森県弁護士会と法テラス青森の協働事業として「ケース会議支援制度」の実施をはじめました。

この制度は、高齢者や障がい者等の支援のための「ケース会議」、生活困窮者支援のための「支援調整会議」などに、福祉機関職員の方からの要請を受けて弁護士を派遣するというものです。

ケース会議への弁護士派遣を希望される場合は、法テラス青森までご連絡ください。

## ご利用例

### 【地域包括支援センター】

ケース会議や介護サービス事業所のケアマネジャーによる困難事例検討会において、高齢者が抱える法的課題を検討する必要がある場合

### 【生活困窮者自立相談窓口】

支援対象者が抱える債務や離婚などについて弁護士から助言を受ける必要がある場合

### 【地域活動支援センター】

#### 【相談支援事業所】

障がいのある方が抱える債務整理等の法的問題を検討する必要がある場合

### 【病院】

医療機関が実施する退院時のカンファレンスにおいて、成年後見などの法的課題を検討する必要がある場合

### 【弁護士の報酬について】

原則、ケース会議等の主催機関がご負担ください。ご負担が難しい場合、令和5年度は、青森県弁護士会でケース会議の費用を援助する制度を設けておりますのでご相談ください(ただし、時限的な制度で財源に限りがありますので、主催機関におかれましては、今後は予算を確保してくださいますようお願いいたします。)

### 【お問い合わせ先】

法テラス青森 TEL:050-3383-5553(関係機関専用)